

事業評価監視委員会の意見

審議の結果、「国道169号十津川道路」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「事業継続」でよいと判断される。

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

平成23年9月3日、台風12号による紀伊半島大水害により道路崩壊や折立橋落橋で国道168号が不通となり、救援・救助活動に大きく支障。

平成23年9月6日に十津川道路(折立～小原間)を早期開通することにより、孤立地域の解消、支援物資の輸送や緊急車両の交通確保等に貢献。

事業の進捗状況、残事業の内容等

平成23年9月に折立～小原区間4.3kmが開通。残る区間1.7kmについては、用地買収、橋梁及び改良工事推進中。用地進捗率：約99%、事業進捗率：約80%。

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

引き続き事業を推進し、早期の開通を目指す。

施設の構造や工法の変更等

事業実施にあたり、新技術・新工法の活用等により、コスト縮減に努める。

対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

以上の状況を勘案すれば、事業の必要性は変化なく、防災面の効果が見込まれる。

再評価結果(平成26年度事業継続箇所)

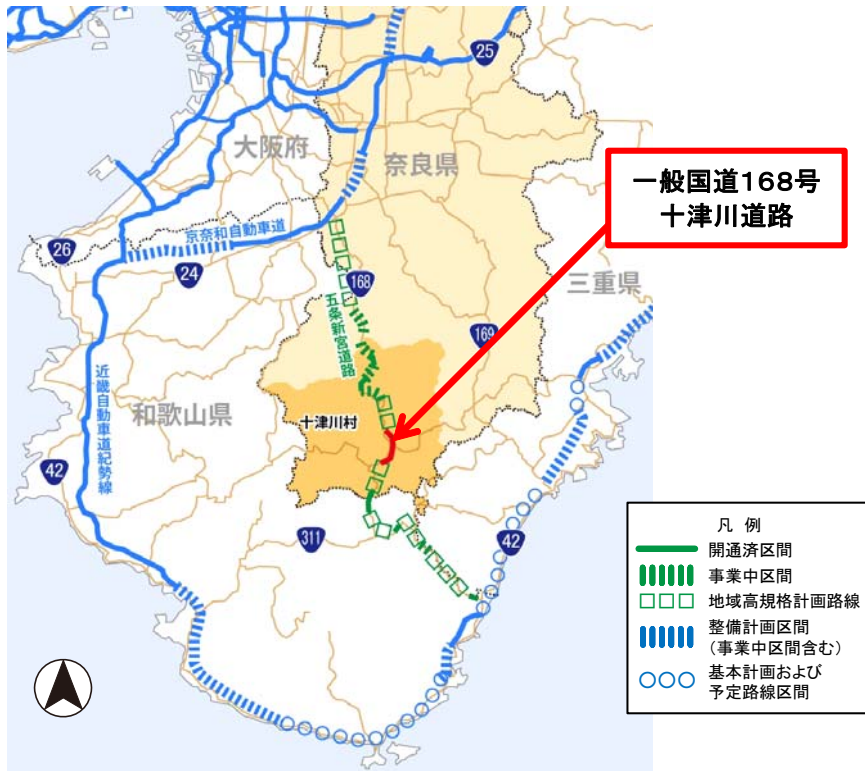
担 当 課 : 道路局 国道・防災課

担当課長名 : 茅野 牧夫

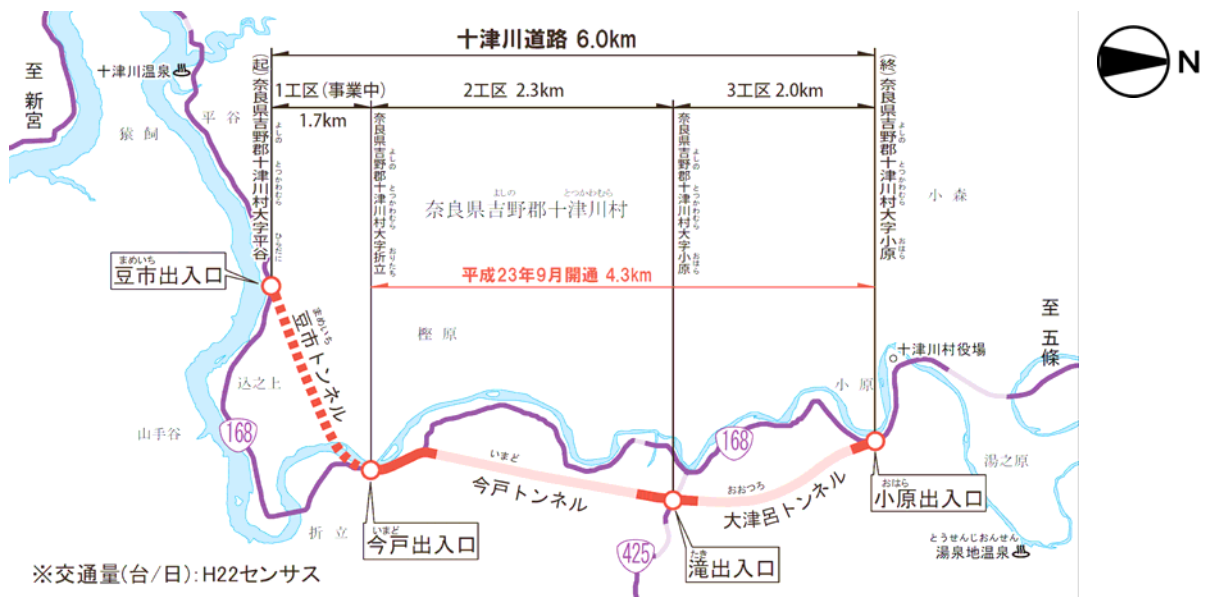
事業名 地域高規格道路 五條新宮道路 一般国道168号 十津川道路	事業区分 一般国道	事業主体 国土交通省 近畿地方整備局
起終点 自 : 奈良県吉野郡十津川村大字平谷 至 : 奈良県吉野郡十津川村大字小原	延長	6.0km

事業概要図

【位置図】



【概要図】



- ※1 事業の効果に記載している金額は、防災面の効果を完成後50年間の便益額として現在価値化して算出した値であり、試算値を含む。
- ※2 費用に記載している金額は、現在価値化して算出した値。